

(参考様式)

福山市公共施設照明設備LED化整備業務委託共同企業体協定書（例）

(参考例：3JVの場合)

(目的)

第1条 当共同企業体は、次の業務を共同連帯して行うことを目的とする。

- 1 福山市（以下「市」という。）が発注する福山市公共施設照明設備LED化整備業務委託（当該業務内容の変更に伴う業務を含む。以下、単に「業務」という。）
- 2 前号に附帯する事業

(名称)

第2条 当共同企業体は、「 A株式会社・B株式会社・C株式会社 福山市公共施設照明設備LED化整備業務委託共同企業体」（以下「共同企業体」という。）と称する。

(事務所の所在地)

第3条 当共同企業体は、事務所を〇〇市〇〇町〇〇番地に置く。

(成立の時期及び解散の時期)

第4条 当共同企業体は、〇〇〇〇年〇〇月〇〇日に成立し、業務の委託契約の履行後、市の承諾を得た日に解散するものとする。

- 2 業務を受注することができなかつたときは、当共同企業体は、前項の規定にかかわらず、当該業務に係る委託契約が締結された日に解散するものとする。

(構成員の住所及び名称)

第5条 当共同企業体の構成員は、次のとおりとする。

〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地
A 株式会社 代表取締役 △△△△
〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地
B 株式会社 代表取締役 ◇◇◇◇
〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地
C 株式会社 代表取締役 □□□□

(代表者)

第6条 当共同企業体は、 A 株式会社代表取締役〇〇〇〇 を代表者とする。

- 2 前項の代表者の退任の場合は、当共同企業体は新代表者を選任してこれを市に通知するものとする。
- 3 前項の通知前に従前の代表者が、業務に関しなした行為については、当共同企業体はこれを有効とし、市に対しその責に任ずるものとする。

(代表者の権限)

第7条 当共同企業体の代表者は、当共同企業体を代表してその権限を行うことを名義上明らかにした上で、業務の履行に関し、市及び監督官庁と折衝する権限並びに市に対する業務の見積書の提出、契約の締結及び変更、履行その他業務に関する一切の事項を処理する権限、並びに業務委託料（前払金及び部分払金を含む。）の請求、受領及び当共同企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

(構成員の出資の割合)

第8条 各構成員の出資の割合は、次のとおりとする。ただし、当該業務について市と契約内容の変更増減があっても、構成員の出資の割合は変わらないものとする。

A 株式会社 〇〇%
B 株式会社 〇〇%
C 株式会社 〇〇%

- 2 金銭以外のものによる出資については、時価を参しゃくのうゑ構成員が協議して評価するものとする。

(運営委員会)

第9条 当共同企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、組織及び編成並びに業務の履行の基本に関する事項、資金管理方法、再委託企業の決定その他の当共同企業体の運営に関する基本的かつ重要な事項について協議の上決定し、業務の完了に当るものとする。

- 2 運営委員会に委員長を置き当共同企業体の代表者をもってこれにあてるものとする。

- 3 運営委員会のもとに事務局を置く。

- 4 運営委員会に監査委員を置き、...B.株式会社の代表取締役 〇〇〇〇を監査委員とする。

(構成員の責任)

第10条 各構成員は、業務の委託契約の履行及び再委託契約その他の業務の実施に伴い当共同企業体が負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第11条 当共同企業体の取引金融機関は、〇〇銀行〇〇支店とし、共同企業体の名称を冠した代表者名義の別口預金口座によって取引するものとする。

(決算)

第12条 当共同企業体は、業務完了の都度当該業務について決算するものとする。

(利益金の配当の割合)

第13条 決算の結果利益を生じた場合には、第8条に規定する出資の割合により構成員に利益金を配当するものとする。

(欠損金の負担の割合)

第14条 決算の結果欠損金を生じた場合には、第8条に規定する割合により構成員が欠損金を負担するものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第15条 本協定書に基づく権利義務は他人に譲渡することはできない。

(業務途中における構成員の脱退に対する措置)

第16条 構成員は、市及び構成員全員の承認がなければ、当共同企業体が業務を完了する日までは脱退することができない。

- 2 構成員のうち業務途中において前項の規定により脱退した者がある場合においては、残存構成員が共同連帯して業務を完了する責を負う。

- 3 第1項の規定により構成員のうち脱退した者があるときは、残存構成員の出資の割合は、脱退構成員が脱退前に有していたところの出資の割合を、残存構成員が有している出資の割合により分割し、これを第8条に規定する割合に加えた割合とする。

- 4 脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際行うものとする。ただし、決算の結果欠損金を生じた場合には、脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかった場合に負担すべき金額を控除して金額を返還するものとする。

- 5 決算の結果利益を生じた場合において、脱退構成員には利益金の配当は行わない。

(構成員の除名)

第16条の2 当共同企業体は、構成員のうちいずれかが、業務途中において重要な義務の不履行その他の除名し得る正当な事由を生じた場合においては、他の構成員全員及び市の承認により当該構成員を除名することができるものとする。

- 2 前項の場合において、除名した構成員に対してその旨を通知しなければならない。

- 3 第1項の規定により構成員が除名された場合においては、前条第2項から第5項までを準用するものとする。

(業務途中における構成員の破産又は解散に対する処置)

第17条 構成員のうちいずれかが業務途中において破産又は解散した場合においては、第16条第2項から第5項までを準用するものとする。

(代表者の変更)

第17条の2 代表者が脱退し若しくは除名された場合又は代表者としての責務を果たせなくなった場合においては、従前の代表者に代えて、他の構成員全員及び市の承認により残存構成員のうちい

ずれかを代表者とすることができるものとする。

(解散後の契約不適合責任)

第18条 当共同企業体が解散した後においても、当該業務につき契約不適合があったときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第19条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

...A...株式会社外...2...社は、上記のとおり福山市公共施設照明設備LED化整備業務委託共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書〇通を作成し、各通に構成員が記名押印し、各自その1通を所持するものとする。

年 月 日

住 所
商号又は名称
代 表 者 名

印

住 所
商号又は名称
代 表 者 名

印

住 所
商号又は名称
代 表 者 名

印